

●香川県監査委員公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年8月28日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
東讃農業改良普及センター	令和2年4月16日
農業試験場	令和2年4月21日
畜産試験場	令和2年4月22日
水産試験場（赤潮研究所）	令和2年4月28日
東讃土地改良事務所	令和2年7月7日
農業生産流通課	令和2年7月14日
農政課（組合検査指導室）	//
水産課（海区漁業調整委員会事務局）	//
畜産課	//
農村整備課	//
農業経営課	令和2年7月21日
土地改良課	//
中讃農業改良普及センター	令和2年8月6日
西讃農業改良普及センター	//
東部家畜保健衛生所	//
西部家畜保健衛生所	//
農業大学校	//
中讃土地改良事務所	//
西讃土地改良事務所	//

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

農産物検査に係る地域登録検査機関の登録更新手数料について、証紙を貼付した書類を、月

ごとに取りまとめ通し番号を記入し、袋とじにして保存できていなかった。また、このことについて、自主検査で見過ごされていた。（農業生産流通課）

イ 支出について

（ア）自家用車での出張において、通勤調整の考え方を誤って、旅費を支給しているものがあった。（農政課、畜産課、農業試験場、東讃農業改良普及センター、西讃農業改良普及センター）

（イ）航空機を利用した県外出張の旅費精算報告において、旅客運賃の領収書を添付していなかった。また、そのために支給額が誤っていた。（東讃土地改良事務所）

（ウ）物品の発注について、見積書を徴収しておらず、支出負担行為が遅延していたものがあった。また、物品購入伺を保存していなかった。（西讃農業改良普及センター）

（3）検討指示事項

該当事項なし